

## 第13回会議 議事概要

- 1 **開催日時** 平成25年9月5日(木) 午後1時から3時まで
- 2 **場 所** 京都平安ホテル「白河の間」
- 3 **出席委員** (33名中21名出席)  
安部委員、栗津委員、岩見委員、高山代理委員、大槻委員、岡本委員、奥村委員、北村委員、木村委員、小森委員、初宿委員、関 委員、田尻委員、民谷委員、野地委員、細田委員、向井仲委員、村田委員、矢野委員、矢吹委員、山本委員
- 4 **内 容**  
**議題 最終まとめについて**  
前回(第12回)に引き続き議論を行った。

### <主な発言(要旨)>

#### <合理的配慮について>

##### (初宿座長)

- ・前回の第12回検討会議の決定事項が資料2にまとめられている。
- ・栗津委員他から「最終まとめの論点の提案」という資料が提出されており、こういうものを参考にしながら、前回私から問題提起した罰則も含めて残りの問題について議論し、できる部分は合意を図っていきたい。
- ・まず、前回の決定事項について意見があると伺っているので、最初に伺いたい。

##### (民谷委員)

- ・前回の決定事項として配付された資料2で、「事業者による『合理的配慮の提供』について、条例施行時は努力義務とし、府民への浸透など、条件を整えば、義務付けることが適当であること。」とされている。
- ・前回の話では、条文としては義務とし附則で一定期間努力義務とするのか、条文は努力義務とし附則で一定期間のうち見直す形にするのかという点は議論が分かれていた。
- ・どういう形にするのか意見を取りまとめておきたい。

##### (初宿座長)

- ・どのようにするか、先に議論したいと思う。

##### (民谷委員)

- ・合理的配慮の不提供と不利益取扱いはあくまでセットで差別になるので、一方だけを努力義務とするのは理屈上もあわない。
- ・この間意見として出されていた、まだ府民に周知されていないという点は、附則に数年先までは努力義務とすることによって問題回避できるのではないかと。条文自体はあくまで義務とするのが適切と考える。

##### (向井仲委員)

- ・どちらでも結果は同じと思うが、私の考えは、努力義務に止めていただき、社会的なコンセンサスが得られてきた時点で義務に変えていくというもの。
- ・義務にしておき、一定期間、コンセンサスが得られるまでは努力義務とすることにしても、そ

れはいいが、不利益取扱いと合理的配慮はセットだという前提はあるが、合理的配慮についてはあまりにも基準が分かれすぎるところがある。

- ・セットで捉えるといいながら矛盾するようだが、合理的配慮だけを努力義務としておくというやり方もあると思う。それでもセットというなら、残念ながら義務にならざるを得ない。

#### **(山本委員)**

- ・千葉県やさいたま市に問い合わせた。いずれも義務規定にされているが千葉県では義務規定の除外条項を設けており、さいたま市は合理的配慮に基づく措置とは何かという項目を置かれており具体例なども挙げられている。
- ・また、義務とすることで、相談があったときにどのようにしていくか、研修や教育など学びあう場面を作りやすくなる。また、義務とすることで双方に共通目標になり、社会を変えていく、条例が浸透していく前向きな方向になるとおっしゃっていた。

#### **(初宿座長)**

- ・差別を不利益取扱いと合理的配慮の不提供の両方を合わせた概念として捉えるというのは、法的な構造としてどうか。

#### **(民谷委員)**

- ・権利条約も他の地方の条例においても、差別には合理的配慮の否定を含むという書きぶりになっている。もともと障害者の能力や社会的障壁によって、障害のない人より落ちている能力があり、そこを引き上げないことまで差別に含むという大きな意味がある。

#### **(粟津委員)**

- ・合理的配慮の提供について、現時点では努力義務とするということは一致していると思う。将来的には義務にする、しなくてはいけないというのが合意かと理解している。
- ・ただ、努力義務にしておいて将来誰かが義務にするだろうではなく、義務にしておき、現時点では努力義務にせざるを得ないとして猶予期間を設ける方が、実効性がある気がする。

#### **(初宿座長)**

- ・今の粟津委員の発言されたようなことで異論ありませんか。
- ・義務規定としつつ、しばらくは努力義務に止める条文にするか、あるいは逆の形にするかは別として、いずれは義務化させる。そういう方向でまとめることでよろしいか。

#### **(矢吹委員)**

- ・定期的な見直し条項がはっきりしていけば必ず見直しが可能で、そこを保障してもらえるのであれば問題はない。

### **<罰則について>**

#### **(初宿座長)**

- ・次に罰則についてご意見をいただきたい。

#### **(細田委員)**

- ・罰則規定を盛り込むことは、本条例が障害者の差別をなくし、障害者の人格が個人として尊重され基本的人権と人間としての尊厳を維持し発展させていくものであることを、府民に宣言することを意味し、とても重要な項目と思っている。
- ・決して健常者や社会常識と障害者を対立させるものではなく、非人間的な行為をなくすことや人を差別してはならない、一人一人が生きていく権利、自由である権利、幸せになろうとする権利は大事にされなければならないという、憲法で保障されている精神に立脚するもの。
- ・本条例では障害者への差別や偏見を取り除き、障害があっても地域社会において人間らしく生きていける環境を整えるものである必要がある。
- ・例えば、精神障害があることにより不動産会社若しくは家主が契約を拒むことは、条例に基づいて罰せられ、そういう商行為ができないようにされなくてはならない。それは憲法22条の

住むところを選ぶ自由を尊重されるという精神の実行を意味すると思う。

- ・また、精神障害者の作業所を作るとき、移転するとき、地域の町内会から反対されるということを知ったことがあるが、これなども障害者の生存権を危うくする行為と言え、禁止されなければならない。
- ・そういう事例をなくすためには、何らかの罰則が必要ではないか。
- ・障害があるため生きにくい社会であってはならない。障害という障壁があったとしても法律や条例でそのバリアを取り除き、障害者がいきいきと暮らせる地域社会を作るのは、時代の要請だと言える。
- ・それに反する行為は根絶させなければならない。そのためには本条例が必要不可欠な部分において罰則を設け、障害者の差別をなくす上での効力を遺憾なく発揮するものとなることを願ってやまない。

#### (初宿座長)

- ・国の法律では第25、26条に罰則規定があり、秘密保持義務違反に対する罰則と、事業者が報告をしなかった場合、あるいは虚偽の報告をした場合の定めとなっている。
- ・今のご意見は、一般市民に対して差別的取扱いをした場合にどのような罰則にするか。刑罰を科す制度になると思うが、他にご意見ございますか。

#### (矢吹委員)

- ・私人間におけるやりとりについての罰則は、別な問題だと考えている。
- ・罰則で懲役何年だとか罰金何十万だとかを求めているのではなく、罰則がありかなしかという問題だけではない、もう少し深みのある議論にならないかという気がする。
- ・ただ、合理的配慮とは何かということが見えない、わからない中で、いきなり罰則というところがしっくりいかないと思うので、合理的配慮とは何か、合理的な配慮に欠けた差別とは何かということが、1日も早く府民に行き渡ることが必要かと思う。

#### (初宿座長)

- ・本日配付の最終まとめの論点の提案では、悪質な事業者を公表するという形のペナルティーについて書かれている。それ以上のことではないというふうにここではまとめられている。

#### (岡本委員)

- ・以前も申し上げたが、罰則は設けるべきではないというのが私の結論です。
- ・起こった問題に関して、法律では主務大臣が勧告するとあるので、そうした解決方法をいかに質の高いものにしていかに重点を置くべきではないか。
- ・国の法律が平成28年から施行されるので、その間に京都府の作るガイドラインや国も指針を作っていくということで、ある一定の水準が見えてくる。
- ・2年ないし3年後に、きっちり見直しするということを決めて、議論する方が良いのではないか。
- ・その間に条件が整備されると思うので、罰則については見送るべき。

#### (初宿座長)

- ・岡本委員のご意見は、国の法律にあるような場面においても、罰則は設けないという主旨でしょうか。それは別の話ですね、わかりました。
- ・国の法律で言っている、秘密保持義務違反だとか虚偽報告等をした場合を超えた部分の罰則については、賛否両論あるように思いますが、他にご意見ございますか。

#### (山本委員)

- ・虚偽報告や報告義務を怠った場合と守秘義務に罰則を設けることには賛成です。
- ・私人間での合理的配慮の不提供で罰則となると、とても難しいと思うので、そこまで問う必要は今の段階ではないと思う。
- ・ひどい事例の場合は、他の法律にきっちりつなげることが必要だと思う。

- ・実際に何かあったときに裁判費用がなくあきらめる方が多い。補助や貸付ということを含め、当事者の意見を言える環境を整えることで解消するのではないかと。

**(初宿座長)**

- ・国の場合は主務大臣が事業者に報告を求め、それに対して虚偽の報告をした場合等に罰則をかけるが、条例で設置される第三者機関が報告を求め、それに対して報告しなかった場合に、文字通りの意味での罰則をかけられるのかは、少し法的に難しい話ではないかと思うが。

**(民谷委員)**

- ・私が提出した資料をご覧いただきたい。他の条例を参考にしながら条例案を作ってみた。
- ・40条では、あっせん案などを提示しても正当な理由なく受諾しない場合に、調整委員会は勧告することを知事に求めることができるとなっており、虚偽の説明や資料の提供を拒んだ場合には、知事がその事業者に対して必要な勧告などを行うことができるという形にしている。
- ・41条は、勧告に従わない場合は、場合によっては差別の推定が出来るという規定。
- ・42条では、正当な理由なく勧告に従わなかった場合には事実を公表することができるとしており、きちんと絞りをかけて悪質な場合だけ勧告や公表に進むという形にしている。
- ・これがまさに実効性の確保、細田委員のおっしゃられた意識とつながってくると思う。そこまですべてやって実効性を確保するからこそ、罰金や懲役というのは逆に目的とあってこない気がする。

**(細田委員)**

- ・私も別に多大な罰金を科すとか、懲役を科して犯罪者を社会に出すような条例を考えているのではない。
- ・障害者ゆえに地域社会で住みにくい状態があり、それをなくすため条例をいかに発するかという意味で、罰則を何らかの形で盛り込まなければ、調査権や勧告権というものがなければ条例の効力が発揮されないのではという懸念があり申し上げたのであり、誤解のないようお願いしたい。

**(初宿座長)**

- ・私のような法律家は、「罰則」というと刑罰というふうに出てしまいがち、イメージの捉え方が委員の中でも違いがあったのだと思う。
- ・今のご意見は、刑罰という意味ではなくて、勧告なり公表なり、そういう形のものであるとお考えであれば、民谷委員の案でも事実を公表する形で実効性を担保していこうという主旨のようですので、皆さんの意見は大体一致したかと思う。

**<条例の名称について>**

**(初宿座長)**

- ・その他の点で残りの時間を費やしたいが、推進体制の問題などについてご意見を頂戴したい。

**(小森委員)**

- ・最終的には共生社会に行きつくかもしれない。行きつけば一番いいが、その前に障害者が差別を受けずに暮らせる社会をまず作ろうということで、今議論されているのだと思う。
- ・だからこそ、当然名称は、差別をなくそうと、この差別というのは、委員一致していると思う。
- ・差別がなくなっていくことにより、理解されることにより共生社会が生まれ出されていくのであれば、名称には障害者の差別をなくすという言葉を入れることを、皆さんも一致した形で話を進めていけるのではないかと。

**(初宿座長)**

- ・仮称の「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例」というのは長いので、条例名としてどうかという議論も前々からある。
- ・今のご意見は、別の観点で「障害者への差別をなくす」ということを名称そのものに入れるべ

きであるというご意見だと伺った。

#### **(矢吹委員)**

- ・名は体を表すというのはこれまでの小森委員の主張である。それを理解いただけるならば「障害のある人もない人も」というのは曖昧な表現だとお分かりかと思う。
- ・しかし、共生社会を否定しているものではなく、共生社会を作るには今までスタートラインに並ぶことさえできなかった私たちが、スタートラインに並べるところまでのハンディを考えてほしい。それができてはじめて共生ではないか。
- ・さんざん障害者を別の社会に追い込んでおいて「共生社会」はないだろう。府民の皆と区切りをするような表現は避けるべき。
- ・障害者差別がなくならない限りは共に安心していきいきとは暮らせない。障害者が差別されているということは、健常者もいずれ差別されるということを前提に、自分たちのためにも障害者差別はなくしておかなければならないと、真剣に考えていただきたい。
- ・誰のための条例なのかということは何回も繰り返して考えていただきたい。

#### **(野地委員)**

- ・第12回検討会議の決定事項の内容は、その趣旨が前文の中で説明されなければならないし、名称も首尾一貫しなければならない。
- ・公益法人取得時に、前文が各項目の条項に繋がっていかないといけない。前文でよいことを書いていても項目と一体となっていなかったら駄目だと、何度も役所から言われた。
- ・その考え方からしても、この3項目は前文の中で文章化され各条文と整合性のあるものとし、そして、名称もみんなが見てわかるようなものにすることが大事だという点で、障害者団体なり障害者の意見によく耳を傾けていただきたい。

#### **(田尻委員)**

- ・何を目的とするかがわかる名称でなければいけない。名は体を表すというのはその通りで、インパクトのある名称であってほしい。
- ・障害者ということだけで暗い思いをしながら生きている人がたくさんいる。障害者が希望を持てるような名称をつけるべきだと思う。この条例ができたことによって切り開かれると感じるような条例であってほしい。
- ・そのようなことを含めて考えると「差別」や「障害者」というのは外せない。

#### **(初宿座長)**

- ・条例の名称があまり長いのは確かに格好がよくないかもしれない。短くし、かつ名は体を表すような適切な名称をという、両方の要請がある。
- ・前文に「障害者の差別」という文言は出てくるとして、名称について仮称ではなく別の言い方にすべきだということは一致しているか。
- ・イメージとして、仮称は積極的な側面を持っているとは思う。ただ、その前提として、差別をまずなくさないことには始まらないという意見も、もっともなことだと思う。

#### **(民谷委員)**

- ・私の案では「障害のある人に対する差別をなくし共生社会を実現するための京都府条例」と長いですが、「差別をなくす」という点と「共生社会を実現する」という点を無理矢理盛り込んだ。
- ・少なくとも「差別をなくす」という点を入れることは、恐らく一致した意見と思うので、そこだけでもまとめていただくことでどうか。

#### **(初宿座長)**

- ・どのように入れるかは別として、「障害者の差別をなくす」という点と「共生社会」という両側面を名称に盛り込んでほしいということでもとまればと思うが、よろしいか。

### **<京都独自の内容について>**

**(初宿座長)**

- ・それでは、他の点について本日出されている提案を参考にしながら御意見を頂戴したい。

**(大槻委員)**

- ・この条例制定について6月の京都府議会で一般質問があったと聞いたが、質問と知事の答弁の概要を教えてほしい。

**(佐藤課長)**

- ・北岡議員からの質問で、障害のある女性への何かしらの配慮が必要ではないかという趣旨の質問であった。知事からは、検討会議で議論をいただいた上でという話と、性別に対する何かしらの配慮は必要ではないかという趣旨の答弁をした。

**(野地委員)**

- ・その議会を傍聴したが、知事は京都ならではの条例を作るために努めたいと言われた。京都独自の条例を作りたいという考えで、障害者女性の問題を受け止められたと私は解釈した。

**(矢吹委員)**

- ・テレビ中継を見たが、「京都ならではの」の中身がどうかというところは、質問と答弁での流れで言えば、女性差別云々が入ることはそれなりに認識していただいたのではないかと。

**<前文について>**

**(初宿座長)**

- ・本日出された最終まとめの論点の提案では、前文の作成に私どもが参加可能かとあるが、地方自治法で市民が条例の制定請求をする制度はあるが、具体的な条文づくりに関わることは、私の理解している限り難しいと思う。
- ・私どもとしては、このような内容のものを盛り込んでほしいということ、最終まとめに書き込んでいくところでとどまると理解しているが、事務局どうか。

**(佐藤課長)**

- ・制度上は座長のおっしゃるとおり。前文に限らず他の部分も、このような事項について盛り込むべきとか、このような論点があるなど、論点の整理等々を含めてコンテンツをどのようにしていけばよいかというあたりについて、意見、議論をいただければと思っている。

**(粟津委員)**

- ・まさに意見を届けるという意味で、民谷委員から出されている条例案にも個人的な見解として前文が書かれているし、織り込んでいかなければいけない文言については、私たちもこの間論議してきた。
- ・条例案は京都府が作るということは前回もお聞きしているが、私たち委員は来年の3月まで任期があり、今後に向けて委員としての役割を果たすということもある。
- ・起草委員会という大げさな表現になっているが、取り組むべき文言やフレーズを相談できる場があって、それを京都府に届ける、検討会議のメンバーでそのようなやりとりのできる場がもてないか、というのが提案の趣旨。

**(佐藤課長)**

- ・今後、この検討会議で整理していただいた最終まとめをベースにして、庁内での議論や他の団体等とも調整した上で、まずはパブリックコメントを実施することになる。
- ・パブリックコメントは広く府民の方に意見を頂戴するということもあり、京都府の場合は条文を書くのではなく、検討会議で議論している内容よりは抽象化した形のものになるが、概要という形で条例の構成や検討経過、盛り込むことが考えられる内容などを書くこととなる。
- ・そのパブリックコメントの意見も踏まえ改めて庁内で検討し、条例案を作って最終的には議会で決めていただくことになるが、各委員にはパブリックコメントを募集する段階には実施期間などをきちんとフィードバックしていきたい。

- ・ただ、実際の条文作成はこのような検討会議の場でご意見を頂戴することは現実的には非常に難しい。節目、節目で検討会議の委員にはフィードバックをしていきたいと思っている。

**(矢吹委員)**

- ・検討会議の委員任期が2年だとすれば、今後委員は何をすればよいか。

**(佐藤課長)**

- ・検討会議が終わった後、このような場として集まっていただくことは現実的には難しいが、ご意見を伺うことは可能であるので、先ほどブリックコメントのフィードバックの話を申し上げたが、そのようなことを通じて御意見を頂戴することは可能と思っている。

**(野地委員)**

- ・検討会議はこれで終わるとしても、私どもは検討部会という形で事前に議論してこの検討会議に部会の意見として反映するというをやってきた。検討部会に来ていただき経過等について説明してもらえるか。

**(佐藤課長)**

- ・節目、節目でのフィードバックをしていく必要があると思っている。お知らせをする方法はいろいろとあると思うが、具体的な方法は今の段階で確たる考えを持ち合わせているわけではなく、今後考えたい。

**<障害者の定義について>**

**(初宿座長)**

- ・条例に盛り込むべき内容の点でさらにご議論があらうかと思う。そちらの議論をお願いする。

**(北村委員)**

- ・委員共同提案資料の障害者の定義のところだが、障害を3障害に限らず可能な限り広く谷間のないようにということで提案が出されており、例として難病患者のことが出ている。
- ・繊維筋痛症、慢性疲労症候群と目に見えにくい難病の方。それから性同一性障害というのがあるがこれは生きづらさという点では第1級の障害、難病ではないか。こういう差別を受けている人が条例から抜け落ちるようでは非常に残念である。
- ・是非とも3障害以外にも広く「社会的な支援が必要な人」であるとか「継続的に日常生活等において活動の制限又は参加の制約を受けている市民」というように、疾患や障害を羅列するのではなく、幅広い表現で対象を広げていただきたい。

**(初宿座長)**

- ・条例で具体的に全ての障害について列挙するのは、いくら列挙しても漏れが出てくるのではないかと。いくつかの例を挙げた後に、その他のという形で個別に列挙されていないものについても全部考えるという、そういう構造にならざるを得ないと思う。
- ・当然、漏れるものがないようにすべきで、特定の障害が条例の対象から外れていいということは考えられない話だと思う。そういうことでよいと思うがいかがか。

**(矢吹委員)**

- ・障害者手帳を持っている人が障害者だということだけでなく、障害者手帳を持った方がいいという人も、障害者の差別があるから断固手帳は持たないと頑張っている人もいる。
- ・障害者手帳を持たない、持てない、あるいは持たせてもらえない人達に大きく影響する話であり、手帳を持つか持たないかではなくて、生きづらさの中で生活している人がはっきり対象となるような表現にしていきたい。

**(初宿座長)**

- ・障害者手帳を持っている者だけが障害者ではないということですね。

**<相談体制、第三者機関、推進体制等について>**

### (初宿座長)

- ・次に、条例が施行された後の見直しの点などについてご意見をいただきたい。

### (山本委員)

- ・検討会議の中でも「第三者機関」や「推進会議」という言葉が使われて、少し誤解もあるかと思うので説明をしたい。
- ・千葉県では637名の地域相談員と広域専門指導員が置かれ、相談員などで解決できない場合に、差別を受けた者と差別をした側との間に入り調整するのが「調整委員会」。
- ・一方、推進会議は全体的に条例を見守ったり、どのような差別が上がってきているか、それをどのようにしていけばよいか、差別の背後にある制度や習慣、慣行などの社会の仕組みを変えていくために置かれている。
- ・千葉県の推進会議では、障害のある人に対し医療関係者が適切な配慮を行うための小冊子の作成や知的障害のある人がスムーズに買い物ができるための接客ガイドブックの作成などが行われている。
- ・また、視覚障害の方は窓口が使いえずに困る事例がたくさんあり、全銀行と打ち合わせを繰り返し、ガイドブックを作って提案、解消していくということが行われた。
- ・千葉県はこの調整委員会と推進会議の2本柱で、推進会議がないと条例を動かしていく仕組みがなくなるので絶対必要だとおっしゃっていた。
- ・さいたま市の場合は3本柱になっている。「市民会議」というものがあり、京都では検討会議を支える検討部会があったが、そういう形で100人委員会というのを作られていた。
- ・そこで議論を重ねてきた人達をそのままさようならとするのはもったいないと、市民の声、障害当事者の声をダイレクトに聞く機能が必要ということで、「市民会議」が作られている。
- ・こういうことを例にして、京都府でどういふことをするのか話し合っていきたい。

### (田尻委員)

- ・最終まとめ案には「広域専門員についてはその職務内容に鑑みると、専従の職員を配置すべきだ」という意見もあった」と書かれているが、「意見もあった」では頼りないのでもう少し補強しておきたい。
- ・広域専門相談員の役割は非常に大きい。既存の相談支援事業所や保健センター等に安易に委託するのではなく、公募等によって専従の相談員を配置してほしい。
- ・とりわけ女性障害者の問題が含まれると思うので、そういう対応のできるスタッフの配置が非常に大事だと思う。
- ・人の養成や条例をより確かなものにするため、その点の強化をしていただきたい。

### (初宿座長)

- ・田尻委員の話は、具体的なケースについての相談員あるいは第三者機関という具体的な救済に向けての話で、前回も従来の相談員ではなくその人選が重要だという意見が出されていた。
- ・山本委員の意見はそれとは別に、この条例の実際の運用などについて別の立場からチェックしていく機関を設けるといふ話で、これまであまり議論はされてこなかった点だと思う。
- ・この点についてご意見をお願いします。

### (村田委員)

- ・統計資料などに「障害者」としての資料はデータとして出ているが、障害のある男女別のデータや、障害種別のデータなどはなかなか出てない。
- ・推進会議の場でそうしたデータの検証をし、条例にどのように活かしていくかを考えていけるような形とするために、推進会議は必ず必要であると思っている。

### (野地委員)

- ・子どもの権利条約ができ、法律化され各府県で条例化もされたが、子どもの権利が守られるどころか虐待がたくさん出てきた。



- ・法律を作ってもそれを日常的に点検し推進する体制がなければならない。推進体制の重視をお願いしたい。

**(初宿座長)**

- ・推進会議について、京都府として今の時点で考えはあるか。

**(佐藤課長)**

- ・検討会議の議論を注視していきたいが、差別解消法では「障害者差別解消支援地域協議会」を設置することが出来るとされており、具体的な内容は今後国で検討されるが、その検討状況も見ながら、こうした協議会を作っていくのかどうかも含めて、検討していかなければならないと思っていたところである。

**(粟津委員)**

- ・定期的な条例の見直しということについては一致できていると思うが、国の附帯決議等にもあるように、例えば3年後に見直すとか、具体的な期限を入れておくことが必要ではないか。

**(初宿座長)**

- ・条例の施行後に検証し見直していくということは必要なことで、提出されている提案でも「必要に応じて」ではなく「定期的に」あるいは「3年ごと」とすべきだとの意見が出ているが、いかがか。

**(向井仲委員)**

- ・推進会議の設置は、そこが欠けてしまうと条例を作りっぱなしということになりかねない。是非作っていただきたい。
- ・第三者機関は助言やあっせんに徹するところなのか、推進会議的なことも兼ねているのか、これまでよくわからなかったが、第三者機関と機能が別となるので推進会議の設置は望ましいと思う。
- ・第三者機関については、前回、いろんな分野の人に集まってもらうと確認されたが、現時点では判断基準を与えずに判断させることとなる、いろんな分野からというのは当然だと思うが、障害ということを中心に相当見識の高い方でないとつとまらない。
- ・また、実効性を担保できる第三者機関でないと意味がない。京都府からの独立性の確保ということが裏付けられなければいけないのではないか。

**(初宿座長)**

- ・ひとつはガイドラインができ、第三者機関が具体的な事例について判断・調整をするときの目安となるものが、条例が出来ると同時に作られなければいけないと思う。
- ・第三者機関の権限をどうするかは難しい点があるかもしれない。

**(村田委員)**

- ・第三者機関について、私は調整委員会と推進会議とは別個のものとして考えているが、第三者機関が知事の管轄下に置かれるということで、第三者機関に権限を持たせなければ条例の実効性を担保するものにならないし、権限を委員に持たせるべき。

**(民谷委員)**

- ・京都府は独自に条例を進めていく努力をされると思うが、それとは違う観点から各分野でいろんな声が上がって、こういうふうには解決していこうという意見が集まる。意見が出せるという意味では推進会議は必要ではないかと思っている。
- ・先ほど法律による地域協議会を都道府県で作れることを示唆いただいたが、その協議会との調整、権限をどうするか、行う内容をどのように分けていくのかも非常に重要な視点だと思う。
- ・ただ少なくとも、どこかでこうしたチェック機構を持つということ、この検討会議においては結論づけられないか。

**(初宿座長)**

- ・個別事案とは別に、条例の運用や見直しも含めて何らかのチェック機関、そういうシステムを

作るべきであるという点について、異論がなければそのような形でまとめの中に盛り込みたいと思う。

## <包括的な差別禁止規定等について>

### (初宿座長)

- ・他の点でさらにご意見を頂戴したい。

### (村田委員)

- ・包括的な差別禁止規定について、その必要性について合意をとれないか。また、「性と生殖、家族形成」や「政治参加」という分野について追加分野として入れられるものなのかどうか含めて議論いただきたい。

### (初宿座長)

- ・差別禁止規定を包括的なものにとりご意見だが、障害の定義と同じく各分野をある程度列挙した上で、その他のものについても当然条例の対象になるというような形になると思うがどうか。

### (佐藤課長)

- ・差別解消法で「障害を理由として障害者でないものと不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」と規定されている。
- ・そもそも法律で禁止されているので、条例でさらに上乘的に書くかどうかということだと思いが、一般的な差別的取扱いは禁止されているという理解でいる。

### (初宿座長)

- ・そこは、問題なくフォローされていると思う。

### (粟津委員)

- ・最後に要望を2点。
- ・1点は、非常に時間をかけて真剣な論議をし、一定の到達にきたと思っており、知事の議会答弁もある中で本当によりよい条例になるように願っている。いよいよ障害者の権利条約が批准されていこうという環境になっており、よりハードルが高くなっていくと理解している。是非とも今回の論議がまとまって、一番よい条例ができることを願っている。
- ・もう1点は、条例の文言は比較的紋切り型の文章にならざるを得ないが、前文というのは文学的な要素も少し入ると思う。田尻委員から発言があったように、障害のある人が勇気づけられる条例の名称や前文を読んで府民が感動するような文章を是非書いていただきたい。

### (初宿座長)

- ・粟津委員から、前文を感動できるものにとの要望だが、この会議で議論してきたことを十分に踏まえて、良い前文を作してほしいというのは皆さんの一致するところかと思う。

## <閉会>

### (初宿座長)

- ・細かなところでは、まだまだ意見があろうかと思うが、大体、方向性がまとまったと理解している。
- ・条例制定に向けての今後のプロセスを考えると、皆さんが集まっていただくのは、今回が最後とならざるを得ない。
- ・13回にわたっての非常に活発な議論をしていただき、様々な立場から意見を頂戴した。本日の意見も踏まえて「最終まとめ」という形で文章化し、今後のプロセスに繋いでいただきたい。
- ・私は座長という立場にふさわしいかどうかは疑問で、皆さんからは早くまとめてほしいという意見もあったかと思うし、至らない進行でご迷惑をおかけした点は、重々お詫びを申し上げた

い。

- ・京都府においては、これまでの議論を十分に踏まえて文章化した「最終まとめ」を尊重し、既存の条例を1歩も2歩も踏み越えて、京都府ならではのよい条例を作られるようお願い申し上げます、これをもって、この検討会議の議論を終えさせていただく。
- ・長い間本当にありがとうございました。

**(佐藤課長)**

- ・熱心な御議論をいただきありがとうございました。
- ・最終まとめについては、前回と今回の議論で決めていただいたところを修正し、座長に確認いただいた上で、委員の皆様にお届けさせていただきたい。
- ・最後に宮地副部長から挨拶を申し上げる。

**(宮地副部長)**

- ・初宿座長をはじめ各委員の皆様、本当にありがとうございました。
- ・この検討会議は昨年3月に設置して以来13回開催し、この間、委員の皆様には何かとお忙しい中、出席いただき、大変熱心な議論、多くの貴重な意見を賜り、今後、事務局が条例を検討する上で、できる限り活かして参りたい。
- ・最終まとめについては課長が申したように、本日いただいた意見も踏まえ事務局で作成し、座長に確認の上、各委員さんにお届けしたい。
- ・検討会議としてはこれが最終だが、最終まとめをご覧いただいて意見等があれば、遠慮なく事務局におっしゃっていただきたい。
- ・今後の予定としては、府議会への報告を経て、パブリックコメントを行い府民の皆様から幅広く意見を聞いて参りたい。
- ・この検討会議については本日をもって閉じさせていただくが、この間、会議に出席いただいた皆様に対して改めてお礼を申し上げるとともに、今後も条例の検討、あるいは策定後も見直しの検討もあろうかと思うので、引き続き御支援、御協力をお願い申し上げます。
- ・長い間誠にありがとうございました。

以 上